

軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用に係る
県費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 県は、市町村又は社会福祉法人が、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第5項の規定に基づき設置した軽費老人ホームの円滑かつ適正な運営を図るため、当該市町村又は社会福祉法人に対し、補助金を交付するものとし、その交付については大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号以下「規則」という。）に定めるもののほかこの要綱の定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる経費及び補助率は次のとおりとする。

一 補助対象経費

「大分県軽費老人ホーム利用料取扱要綱」に規定するサービスの提供に要する費用の一部を減免した場合におけるその減免額

二 補助率

予算の範囲内

(申請書に添付すべき書類)

第3条 規則第3条第2項の規定により、補助金交付申請書（第1号様式）に添付すべき書類は次のとおりとする。

一 県費補助金所要額調書（第2号様式）

二 県費補助金所要額内訳書（第3号様式）

三 歳入歳出予算書抄本

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。

(補助条件)

第4条 規則第5条の規定による補助条件は次のとおりとする。

一 補助事業の内容又は経費の配分を変更する場合は、補助事業変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。

- 二 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- 三 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- 四 サービスの提供に要する費用とは、施設を運営するために必要な職員の俸給、職員諸手当、賃金、社会保険料事業主負担金、福利厚生費、職員被服費、旅費、交通費、研修研究費、事務消耗品費、印刷製本費、水道光熱費、燃料費、通信運搬費、会議費、広報費、手数料、保険料、賃借料、土地・建物賃借料、租税公課、保守料、渉外費、諸会費、雑支出、修繕費、委託費、利用者保健衛生費、備品購入費等、賞与引当金、退職給付引当金、人件費積立金、施設整備等積立金（修繕及び備品購入に限る。）及び本部会計繰入金に充当する経費であること。
- 五 補助の交付目的に反して使用しないこと。
- 六 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿を備え、当該収入及び支出についての契約書、領収書等の証拠書類を整備し、かつ当該帳簿証拠書類を補助事業完了の翌年度から起算して10年間保管しておかなければならないこと。
- 七 補助事業者等は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であってはならない。
- 八 その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(補助金の交付決定の条件)

第5条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（第5号様式）により行うものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第6条 規則第7条第1項の規定により、申請の取下げのできる期間は、交付決定の通知を受理した日から15日を経過した日までとする。

(補助金の交付方法)

第7条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

(補助金の交付の請求)

第8条 補助金の交付請求は、補助金等交付請求書（第6号様式）によるものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業等実績報告書（第7号様式）に次の書類を添えて事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- 一 県費補助金精算書（第8号様式）
- 二 県費補助金精算内訳書（第9号様式）
- 三 歳入歳出決算（見込）書抄本
- 四 その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知書)

第10条 規則第13条の規定により補助金の額の確定通知書（第10号様式）により行うものとする。

(書類の提出部数等)

第11条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、1部とし、その様式及び提出期限はこの要綱の本則に定めのあるものを除き、別に通知するところによる。

(附 則)

この要綱は、昭和43年度の予算に係る軽費老人ホーム事務費補助金から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成6年度の予算に係る軽費老人ホーム事務費補助金から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成9年度の予算に係る軽費老人ホーム事務費補助金から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成10年9月1日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成19年度の予算に係る軽費老人ホーム事務費補助金から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成21年度の予算に係る軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用に係る県費補助金から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成24年度の予算に係る軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用に係る県費補助金から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成25年度の予算に係る軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用に係る県費補助金から適用する。

(附 則)

改正後の要綱は、平成27年度の予算に係る軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用に係る県費補助金から適用する。

(附 則)

改正後の要綱は、平成30年度の予算に係る軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用に係る県費補助金から適用する。

(附則)

改正後の要綱は、令和3年度の予算に係る軽費老人ホームのサービスの提供に要

する費用に係る県費補助金から適用する。

(附則)

改正後の要綱は、令和4年度の予算に係る軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用に係る県費補助金から適用する。

(第1号様式) (第3条関係)

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所
氏 名

年度軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用に係る
県費補助金交付申請書

年度軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用に係る県費補助
金として次のとおり交付されたく、関係書類を添えて申請します。

- 1 申請額 円
- 2 補助事業の内容及び目的
- 3 補助事業完了の予定年月日
- 4 補助事業の効果

(添付書類)

- 1 県費補助金所要額調書 (第2号様式)
- 2 県費補助金所要額内訳書 (第3号様式)
- 3 歳入歳出予算書抄本
- 4 補助の対象となる軽費老人ホームにおける利用料 (サービスの提供に要する費用相当額を明らかにすること。) の額を明らかにすることができる当該施設の利用規程
- 5 誓約書 (第11号様式)

(第2号様式)

軽費老人ホーム県費補助金所要額調書

(施設名)

総事業費 (A)	サービスの提供に 要する費用 支出予定額 (B)	サービスの提供に 要する費用 基準額 (C)	サービスの提供に 要する費用 本人徴収予定額 (D)	減 予 定 免 額 〔(B)又は(C)〕 - (D) = (E)	県 補 基 本 費 助 額 (F)	県 補 所 要 費 助 額 (G)	備 考

(第3号様式)

県費補助金所要額内訳書

(施設名)

(1) 軽費老人ホーム支出予定額内訳

区 分	総 事 業 費	左のうちサービスの提供に要する費用対象経費	備 考
サービスの提供に要する費用 人 件 費 職員給料支出 ○○支出 事 務 費 ○○費支出 小 計 事 業 費 給食費支出 ○○費支出 小 計	円	円	
合 計			

(注1) 「左のうちサービスの提供に要する費用対象経費」欄の合計額を第2号様式「軽費老人ホーム県費補助金所要額調書」の「サービスの提供に要する費用支出予定額」欄に記入すること。

(注2) 特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については「左のうちサービスの提供に要する費用対象経費」欄には、指定を受けた場合の配置基準表における人員に係る経費を計上すること。

(2) 階層別、月別利用人員内訳

ア 経過的軽費老人ホーム

(ア) 平成3年7月1日以降入所者分

階層の区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
①													
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
計													

(注1) 各月の利用人員は各月初日の実利用人員を記入すること。(但し、事業開始後3か月を経過した日の属する月の分までは、30日又は当該月の実日数で除した人員によること。)

(注2) 特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設においては、各欄にその利用対象者数のうち一般入所者数を()書きにより再掲すること。

(イ) 平成3年6月30日以前入所者分

階層の区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
A階層													
B階層													
C階層	C1												
	C2												
	C3												
	C4												
	C5												
	C6												
	C7												
	C8												
	C9												
	C10												
計													

(注1) 各月の利用人員は各月初日の実利用人員を記入すること。(但し、事業開始後3か月を経過した日の属する月の分までは、30日又は当該月の実日数で除した人員によること。)

(注2) 特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設においては、各欄にその利用対象者数のうち一般入所者数を()書きにより再掲すること。

(2) 階層別、月別利用人員内訳

イ 軽費老人ホーム

階層の区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
①													
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
計													

(注1) 各月の利用人員は各月初日の実利用人員を記入すること。(但し、事業開始後3か月を経過した日の属する月の分までは、30日又は当該月の実日数で除した人員によること)

(注2) 特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設においては、各欄にその利用対象者数のうち一般入所者数を()書きにより再掲すること。

(3) 利用料納付額及びサービスの提供に要する費用基準額内訳

ア 経過的軽費老人ホーム

定 員		サービスの提供に要する 費用級地区分
民間加算率		

(ア) 平成3年7月1日以降入所者分 (一般入所者分・特定施設入居者生活介護対象者分)

階層の区分	単価区分別 利用人員	利用料納付予定額 (サービスの提供に要する費用 及び生活費)	サービスの提供に要する費用基準額		サービスの提供に要する 費用本人徴収予定額	備考
			単価区分	金額		
①						
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
計						

(イ) 介護職員処遇改善加算

単価 (a)	介護職員数 (常勤換算) (b)	サービスの提供に要する費用基準額 (a) × (b) = (c)
9,000円 × 12月	人	

(ウ) (ア)+(イ)のサービスの提供に要する費用基準額の合計

(ア)	(イ)	合計 (ア)+(イ)

(注1) 単価区分毎に別々に記入すること。

(注2) 単価は、単価積算内訳のとおりである。

(注3) 本表については、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、一般入所者分、特定施設入所者生活介護対象者分をそれぞれ作成すること。

(注4) 介護職員数は、当該施設に配置されている介護職員の常勤換算後の人数とし、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設入居者生活介護の介護職員は、対象外とする。

(エ) 平成3年6月30日以前入所者分 (一般入所者分・特定施設入居者生活介護対象者分)

階層の区分	単価区分別 利用人員	利用料納付予定額 (サービスの提供に要する費用 及び生活費)	サービスの提供に要する費用基準額		サービスの提供に要する 費用本人徴収予定額	備考
			単価区分	金額		
A階層						
B階層						
C階層	C1					
	C2					
	C3					
	C4					
	C5					
	C6					
	C7					
	C8					
	C9					
	C10					
計						

(イ) 介護職員処遇改善加算

単価 (a)	介護職員数 (常勤換算) (b)	サービスの提供に要する費用基準額 (a) × (b) = (c)
9,000円 × 12月	人	

(ウ) (ア)+(エ)のサービスの提供に要する費用基準額の合計

(ア)	(エ)	合計 (ア)+(エ)

(注1) 単価区分毎に別々に記入すること。

(注2) 単価は、単価積算内訳のとおりである。

(注3) 本表については、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、一般入所者分、特定施設入所者生活介護対象者分をそれぞれ作成すること。

(注4) 介護職員数は、当該施設に配置されている介護職員の常勤換算後の人数とし、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設入居者生活介護の介護職員は、対象外とする。

(オ) 単価積算内訳（一般入所者分・特定施設入居者生活介護対象分）

適用月	(月～ 月)	(月～ 月)	(月～ 月)
サービスの提供に要する費用	円	円	円
加算分			
民間施設給与等改善費			
合計			

(注) 1 単価の変動があった場合は異なる単価を使用した各月の状況を記載すること。

(注) 2 本表については、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、一般入所者分、特定施設入居者生活介護対象者分をそれぞれ作成すること。

- (3) 利用料納付額及びサービスの提供に要する費用基準額内訳
 イ 軽費老人ホーム（一般入所者分・特定施設入居者生活介護対象者分）

定 員		サービスの提供に要する 費用級地区分
民間加算率		

(ア)

階層の区分	単価区分別 利用人員	利用料納付予定額 (サービスの提供に要する費用 及び生活費)	サービスの提供に要する費用基準額		サービスの提供に要 する費用本人徴収予 定額	備考
			単価区分	金額		
①						
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
計						

(イ) 介護職員処遇改善加算

単価 (a)	介護職員数 (常勤換算) (b)	サービスの提供に要する費用基準額 (a) × (b) = (C)
9,000円 × 12月	人	

(ウ) (ア) + (イ) のサービスの提供に要する費用基準額の合計

(ア)	(イ)	合計 (ア) + (イ)

(注1) 単価区分毎に別々に記入すること。

(注2) 単価は、単価積算内訳のとおりである。

(注3) 本表については、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、一般入所者分、特定施設入居者生活介護対象者分をそれぞれ作成すること。

(注4) 介護職員数は、当該施設に配置されている介護職員の常勤換算後の人数とし、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、特定施設入居者生活介護の介護職員は、対象外とする。

(オ) 単価積算内訳（一般入所者分・特定施設入居者生活介護対象分）

適用月	(月～ 月)	(月～ 月)	(月～ 月)
サービスの提供に要する費用	円	円	円
加算分			
民間施設給与等改善費			
合計			

- (注) 1 単価の変動があった場合は異なる単価を使用した各月の状況を記載すること。
(注) 2 本表については、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、一般入所者分、特定施設入居者生活介護対象者分をそれぞれ作成すること。

(4) 職員の状況

(年4月1日現在)

	職 員 数 (現 員)		
	専 任	兼 任	計
施 設 長			
事 務 員			
生 活 相 談 員			
介 護 職 員			
看 護 職 員			
栄 養 士			
調 理 員 等			
そ の 他			
合 計			

(5) 1 施設当たり職員平均勤続年数算定表 (法人立のみ)

施設名		施設所在地					備考
施設の区分		設定年月日					
年数等 区分	A・B・C・D・E・F・G・H			現に勤務する 施設の状況	その他の社会福 祉施設における 勤続年数	1施設当たり職 員総数	
	氏名	職員数 (a)	職 種				勤続年数 (b)
	人		年 月	年 月	年 月		
計							

- (注)
- 1 施設の区分欄は、(e) 欄の結果により決定し、該当する施設の区分に○印を付けること。
 - 2 (b) 欄、(c) 欄、(d) 欄の勤続年数は、年月数まで算出することとし、また、(e) 欄の算
 - 3 個々の職員の勤続年数の算定は、年度当初におけるサービスの提供に要する費用の支弁単価設定の
 - 4 (c) 欄の算定に当たって、2以上の施設に勤務した場合は、個々の日数を合算した後、上記3の

(6) 1施設当たり職員平均勤続年数算定表（法人立のみ）

ア 一般入所者分

施設の区分 年数等 区分	A・B・C・D・E・F・G・H			設定年月日	1施設当たり職員 勤続年数	1施設当たり職員 平均勤続年数	備考
	現に勤務する 施設の状況	職 種	勤続年数 (b)	その他の社会福 祉施設における 勤続年数 (c)	(b) + (c) = (d)	(d) / (a) = (e)	
氏 名	職員数 (a)		年 月	年 月	年 月		
	人						
計							

- (注)
- 1 施設の区分欄は、(e)欄の結果により決定し、該当する施設の区分に○印を付けること。
 - 2 (b)欄、(c)欄、(d)欄の勤続年数は、年月数まで算出することとし、また、(e)欄の算
 - 3 個々の職員の勤続年数の算定は、年度当初におけるサービスの提供に要する費用の支弁単価設定の
 - 4 (c)欄の算定に当たって、2以上の施設に勤務した場合は、個々の日数を合算した後、上記3の

(7) 1 施設当たり職員平均勤続年数算定表（法人立のみ）

イ 特定施設入居者生活介護対象者分

施設の区分 年数等 区分	A・B・C・D・E・F・G・H			設定年月日	1施設当たり職員 勤続年数	1施設当たり職員 平均勤続年数	備 考
	現 施 設	に 勤 務 する の 状 況	その他の社会福 祉施設における 勤 続 年 数	その他の社会福 祉施設における 勤 続 年 数	職 員 勤 続 年 数	職 員 平 均 勤 続 年 数	
氏 名	職員数 (a)	職 種	勤続年数 (b)	(c)	(b) + (c) = (d)	(d) / (a) = (e)	
	人		年 月	年 月	年 月		
計							

- (注)
- 1 施設の区分欄は、(e)欄の結果により決定し、該当する施設の区分に○印を付けること。
 - 2 (b)欄、(c)欄、(d)欄の勤続年数は、年月数まで算出することとし、また、(e)欄の算
 - 3 個々の職員の勤続年数の算定は、年度当初におけるサービスの提供に要する費用の支弁単価設定の
 - 4 (c)欄の算定に当たって、2以上の施設に勤務した場合は、個々の日数を合算した後、上記3の

(第4号様式) (第4条関係)

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所
氏 名

年度軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用に係る
県費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度
軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用に係る県費補助金について、
次のとおり変更したいので、大分県軽費老人ホームのサービスの提供に要す
る費用に係る県費補助金交付要綱第4条の規定により申請します。

- 1 変更申請額
- 2 変更理由
- 3 補助事業の内容及び目的
- 4 補助事業完了の予定年月日
- 5 補助事業の効果

(添付書類)

- 1 県費補助金所要額調書 (第2号様式)
- 2 県費補助金所要額内訳書 (第3号様式)
- 3 歳入歳出予算書抄本
- 4 補助の対象となる軽費老人ホームにおける利用料 (サービスの提供に要する費用相当額を明らかにすること。) の額を明らかにすることができる当該施設の利用規程

(備考)

変更前と変更後が比較対照できるよう、変更部分を二段書きにし、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

(第5号様式) (第5条関係)

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

年度軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用に係る
県費補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度軽費老人ホームサービスの提供に要する費用に係る県費補助金を、大分県補助金等交付規則第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、同規則第6条の規定により通知する。

記

1 補助金額 金 円

2 補助条件

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分を変更する場合は、補助事業変更申請書(第4号様式)を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) サービスの提供に要する費用とは、施設を運営するために必要な職員の棒給、職員諸手当、賃金、社会保険料事業主負担金、福利厚生費、職員被服費、旅費交通費、研修研究費、事務消耗品費、印刷製本費、水道光熱費、燃料費、通信運搬費、会議費、広報費、手数料、保険料、賃借料、土地・建物賃借料、租税公課、保守料、渉外費、諸会費、雑支出、修繕費、委託費、利用者保健衛生費、及び備品購入費等並びに人件費引当金、修繕引当金、備品等購入引当金、本部会計繰入金に充当する経費であること。
- (5) 補助の交付目的に反して使用しないこと。
- (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿を備え、当該収入及び支出についての契約書、領収書、給与明細、勤務記録等の証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿証拠書類を補助事業完了の翌年度から起算して10年間保管しておかなければならないこと。
- (7) その他大分県補助金等交付規則及び軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用に係る県費補助金交付要綱の定めに従うこと。

3 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における大分県補助金等交付規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

(備考)

要綱第4条の規定による補助事業変更承認申請書(第4号様式)に基づき変更交付決定をする場合は、この様式中「交付決定通知書」を「変更交付決定通知書」に、「交付申請」を「変更承認申請」に、「交付」を「変更交付」にそれぞれ読み替えるものとし、記の2については、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

(第6号様式) (第8条関係)

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所
氏 名

年度軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用に係る
県費補助金交付請求書

年 月 日 第 号で交付決定のありました 年度軽費
老人ホームのサービスの提供に要する費用に係る県費補助金 円
を請求します。

(第7号様式) (第9条関係)

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所
氏 名

年度軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用に係る
県費補助事業実績報告書

年 月 日付け高齢福第 号で交付決定通知を受けた上記の
事業が完了したので、大分県補助金等交付規則第 条により、関係書類を添え
て報告します。

1 精 算 額 円

2 補助事業の実施期日

自 年 月 日
至 年 月 日

(添付書類)

- 1 軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用精算書 (第8号様式)
- 2 県費補助金精算内訳書 (第9号様式)
- 3 歳入歳出決算 (見込) 書抄本
- 4 補助の対象となった軽費老人ホームにおける利用料 (サービスの提供に要する費用相当額を明らかにすること。)の額を明らかにすることができる当該施設の利用規程
- 5 その他知事が必要と認める書類

(第9号様式)

県 費 補 助 金 精 算 内 訳 書

(施設名)

(1) 軽費老人ホーム支出額内訳

区 分	総 事 業 費	左のうちサービスの提供に要する費用対象経費	備 考
サービスの提供に要する費用 人 件 費 職員給料支出 ○○支出 事 務 費 ○○費支出 小 計 事 業 費 給食費支出 ○○費支出 小 計	円	円	
合 計			

(注1) 「左のうちサービスの提供に要する費用対象経費」欄の合計額を第8号様式「軽費老人ホーム県費補助金精算書」の「サービスの提供に要する費用実支出額」欄に記入すること。

(注2) 特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については「左のうちサービスの提供に要する費用対象経費」欄には、指定を受けた場合の配置基準表における人員に係る経費を計上すること。

(2) 階層別、月別利用人員内訳

ア 経過的軽費老人ホーム

(ア) 平成3年7月1日以降入所者分

階層の区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
①													
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
計													

(注1) 各月の利用人員は各月初日の実利用人員を記入すること。(但し、事業開始後3か月を経過した日の属する月の分までは、30日又は当該月の実日数で除した人員によること。)

(注2) 特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設においては、各欄にその利用対象者数のうち一般入所者数を()書きにより再掲すること。

(イ) 平成3年6月30日以前入所者分

階層の区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
A階層													
B階層													
C階層	C1												
	C2												
	C3												
	C4												
	C5												
	C6												
	C7												
	C8												
	C9												
	C10												
計													

(注1) 各月の利用人員は各月初日の実利用人員を記入すること。(但し、事業開始後3か月を経過した日の属する月の分までは、30日又は当該月の実日数で除した人員によること。)

(注2) 特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設においては、各欄にその利用対象者数のうち一般入所者数を()書きにより再掲すること。

(2) 階層別、月別利用人員内訳

イ 軽費老人ホーム

階層の区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
①													
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
計													

- (注1) 各月の利用人員は各月初日の実利用人員を記入すること。(但し、事業開始後3か月を経過した日の属する月の分までは、30日又は当該月の実日数で除した人員によること)
- (注2) 特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設においては、各欄にその利用対象者数のうち一般入所者数を()書きにより再掲すること。

(3) 利用料納付額及びサービスの提供に要する費用基準額内訳

ア 経過的軽費老人ホーム

定 員		サービスの提供に要する 費用級地区分
民間加算率		

(ア) 平成3年7月1日以降入所者分（一般入所者分・特定施設入居者生活介護対象者分）

階層の区分	単価区分別 利用人員	利用料納付済額 (サービスの提供に要する費用 及び生活費)	サービスの提供に要する費用基準額		サービスの提供に要す る費用本人徴収済額	備考
			単価区分	金額		
①						
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
計						

(イ) 介護職員処遇改善加算

単価 (a)	介護職員数 (常勤換算) (b)	サービスの提供に要する費用基準額 (a) × (b) = (C)
9,000円 × 12月	人	

(ウ) (ア) + (イ) のサービスの提供に要する費用基準額の合計

(ア)	(イ)	合計 (ア) + (イ)

(注1) 単価区分毎に別々に記入すること。

(注2) 単価は、単価積算内訳のとおりである。

(注3) 本表については、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、一般入所者分、特定施設入居者生活介護対象者分をそれぞれ作成すること。

(注4) 介護職員数は、当該施設に配置されている介護職員の常勤換算後の人数とし、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、特定施設入居者生活介護の介護職員は、対象外とする。

(エ) 平成3年6月30日以前入所者分（一般入所者分・特定施設入居者生活介護対象者分）

階層の区分	単価区分別 利用人員	利用料納付済額 (サービスの提供に要する費用 及び生活費)	サービスの提供に要する費用基準額		サービスの提供に要す る費用本人徴収済額	備考
			単価区分	金額		
A階層						
B階層						
C階層	C1					
	C2					
	C3					
	C4					
	C5					
	C6					
	C7					
	C8					
	C9					
	C10					
計						

(イ) 介護職員処遇改善加算

単価 (a)	介護職員数 (常勤換算) (b)	サービスの提供に要する費用基準額 (a) × (b) = (C)
9,000円 × 12月	人	

(ウ) (ア) + (エ) のサービスの提供に要する費用基準額の合計

(ア)	(エ)	合計 (ア) + (エ)

(注1) 単価区分毎に別々に記入すること。

(注2) 単価は、単価積算内訳のとおりである。

(注3) 本表については、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、一般入所者分、特定施設入居者生活介護対象者分をそれぞれ作成すること。

(注4) 介護職員数は、当該施設に配置されている介護職員の常勤換算後の人数とし、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、特定施設入居者生活介護の介護職員は、対象外とする。

(オ) 単価積算内訳（一般入所者分・特定施設入居者生活介護対象分）

適用月	(月～ 月)	(月～ 月)	(月～ 月)
サービスの提供に要する費用	円	円	円
加算分			
民間施設給与等改善費			
合計			

- (注) 1 単価の変動があった場合は異なる単価を使用した各月の状況を記載すること。
(注) 2 本表については、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、一般入所者分、特定施設入居者生活介護対象者分をそれぞれ作成すること。

(3) 利用料納付額及びサービスの提供に要する費用基準額内訳

イ 軽費老人ホーム（一般入所者分・特定施設入居者生活介護対象者分）

定 員		サービスの提供に要する 費用級地区分
民間加算率		

(ア)

階層の区分	単価区分別 利用人員	利用料納付済額 (サービスの提供に要する費用 及び生活費)	サービスの提供に要する費用基準額		サービスの提供に要す る費用本人徴収済額	備考
			単価区分	金額		
①						
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
計						

(イ) 介護職員処遇改善加算

単価 (a)	介護職員数 (常勤換算) (b)	サービスの提供に要する費用基準額 (a) × (b) = (c)
9,000円 × 12月	人	

(ウ) (ア) + (イ) のサービスの提供に要する費用基準額の合計

(ア)	(イ)	合計 (ア) + (イ)

(注1) 単価区分毎に別々に記入すること。

(注2) 単価は、単価積算内訳のとおりである。

(注3) 本表については、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、一般入所者分、特定施設入居者生活介護対象者分をそれぞれ作成すること。

(注4) 介護職員数は、当該施設に配置されている介護職員の常勤換算後の人数とし、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、特定施設入居者生活介護の介護職員は、対象外とする。

(オ) 単価積算内訳（一般入所者分・特定施設入居者生活介護対象分）

適用月	(月～ 月)	(月～ 月)	(月～ 月)
サービスの提供に要する費用	円	円	円
加算分			
民間施設給与等改善費			
合計			

- (注) 1 単価の変動があった場合は異なる単価を使用した各月の状況を記載すること。
(注) 2 本表については、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、一般入所者分、特定施設入居者生活介護対象者分をそれぞれ作成すること。

(4) 職員の状況

(年4月1日現在)

	職 員 数 (現 員)		
	専 任	兼 任	計
施 設 長			
事 務 員			
生 活 相 談 員			
介 護 職 員			
看 護 職 員			
栄 養 士			
調 理 員 等			
そ の 他			
合 計			

(5) 1施設当たり職員平均勤続年数算定表（法人立のみ）

施設名	A・B・C・D・E・F・G・H			施設所在地			備考
施設の区分	現に勤務する施設の状況			設定年月日	1施設当たり職員総勤続年数	1施設当たり職員平均勤続年数	
年数等区分	職員数 (a)	職種	勤続年数 (b)	その他の社会福祉施設における勤続年数 (c)	(b) + (c) = (d)	(d) / (a) = (e)	
氏名	人		年月	年月	年月		
計							

- (注)
- 1 施設の区分欄は、(e) 欄の結果により決定し、該当する施設の区分に○印を付けること。
 - 2 (b) 欄、(c) 欄、(d) 欄の勤続年数は、年月数まで算出することとし、また、(e) 欄の算定
 - 3 個々の職員の勤続年数の算定は、年度当初におけるサービスの提供に要する費用の支弁単価設定の際
 - 4 (c) 欄の算定に当たって、2以上の施設に勤務した場合は、個々の日数を合算した後、上記3のな

(6) 1施設当たり職員平均勤続年数算定表（法人立のみ）

ア 一般入所者分

施設名		施設所在地			施設設定年月日		備考
施設の区分		A・B・C・D・E・F・			施設における勤続年数		
年数等 区分	現に勤務する 施設の状況			1施設当たり職員 総勤続年数 (b) + (c) = (d)	1施設当たり職員 平均勤続年数 (d) / (a) = (e)		
	氏名	職員数 (a)	職種			勤続年数 (b)	
		人		年月	年月	年月	
計						年	

- (注)
- 1 この表には、特定施設入所者生活介護の指定を受けた場合の配置基準における共通職員及び直接処
 - 2 施設の区分欄は、(e)欄の結果により決定し、該当する施設の区分に○印を付けること。
 - 3 (b)欄、(c)欄、(d)欄の勤続年数は、年月数まで算出することとし、また、(e)欄の算
 - 4 個々の職員の勤続年数の算定は、年度当初におけるサービスの提供に要する費用の支弁単価設定の
 - 5 (c)欄の算定に当たって、2以上の施設に勤務した場合は、個々の日数を合算した後、上記3の

(7) 1 施設当たり職員平均勤続年数算定表（法人立のみ）

イ 特定施設入居者生活介護対象者分

施設名		施設所在地			施設所在地		備考
施設の区分		設定年月日					
年数等 区分	現に勤務する 施設の状況			その他の社会福祉 施設における勤続 年数	1 施設当たり職員 総 勤続年数	1 施設当たり職員 平均勤続年数	
	職員数 (a)	職 種	勤続年数 (b)				(c)
氏 名	人		年 月	年 月	年 月		
計						年	

- (注) 1 この表には、特定施設入所者生活介護の指定を受けた場合の配置基準における共通職員分を記載す
 2 施設の区分欄は、(e) 欄の結果により決定し、該当する施設の区分に○印を付けること。
 3 (b) 欄、(c) 欄、(d) 欄の勤続年数は、年月数まで算出することとし、また、(e) 欄の算
 4 個々の職員の勤続年数の算定は、年度当初におけるサービスの提供に要する費用の支弁単価設定の
 5 (c) 欄の算定に当たって、2以上の施設に勤務した場合は、個々の日数を合算した後、上記3の

(8) 介護職員処遇改善加算額の実績確認

①介護職員処遇改善加算の総額((3)のアの(イ)、又は(3)のイの(イ)の額)				円	← <table border="1"><tr><td>確認 I</td></tr></table>	確認 I		
確認 I								
②賃金改善所要額(i-ii)(右欄の額は①の額を上回ること)				円				
i)今年度の補助金により賃金改善を行った介護職員等の賃金の総額				円	← <table border="1"><tr><td>確認 II</td></tr></table>	確認 II		
確認 II								
ii)令和3年度の介護職員等の賃金の総額【基準額】				円				
③ベースアップ等による賃金改善の総額								
a)介護職員の賃金改善額			円	<table border="1"> <tr><td> </td></tr> <tr><td>(b/a)</td></tr> </table> %		(b/a)	← <table border="1"><tr><td> </td></tr></table>	
(b/a)								
b)うち、ベースアップ等による賃金改善額		円						
c)その他の職員の賃金改善額			円	<table border="1"> <tr><td> </td></tr> <tr><td>(d/c)</td></tr> </table> %		(d/c)	← <table border="1"><tr><td> </td></tr></table>	
(d/c)								
d)うち、ベースアップ等による賃金改善額		円						

注1 補助金による賃金改善を行う総額が補助金による収入額を上回ること。

注2 賃金改善の合計額の3分の2以上は、「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引き上げに充てること。

注3 給与明細や勤務記録等、実績報告の根拠となる資料は、求めがあった場合は速やかに提出できるよう、適切に保管しておくこと。

(第10号様式) (第10条関係)

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

年度軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用に係る
県費補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した 年度軽費老
人ホームのサービスの提供に要する費用に係る県費補助金については、
年 月 日付け 第 号補助事業実績報告書に基づき、
交付額を金 円に確定したので通知する。

(超過交付額の生じた場合)

なお、超過交付となった金 円については、大分県補助金等交付規
則(昭和43年規則第27号)第16条第2項の規定により
年 月 日までに返還することを命ずる。

(第11号様式)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員が役員となっている事業者

(4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

(5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者 (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

(7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有して者

(8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分県知事 殿

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所

(ふりがな)

氏 名

○

印

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日（男・女）

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。